

# 宮城県情報系ネットワーク端末装置広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県（以下「県」という。）において、一般行政事務を行うため、県職員に配付される情報系ネットワーク端末装置（以下「端末装置」という。）を用いて行う広告掲載事業の取扱いについて、宮城県広告事業実施要綱（平成18年7月14日施行。以下「県実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、端末装置の表示画面を、県職員を対象とする広告の媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、新たな財源の確保と、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告主

自らの広告を掲載しようとする民間事業者等及び他者の広告を代理し掲載しようとする民間事業者等をいう。

(2) ログオン

端末装置に県職員識別のためのID及びパスワードを入力することにより、当該端末を利用可能な状態にすることをいう。

(基本的な考え方)

第4条 本事業は、情報系ネットワーク及び端末装置の本来の目的に支障を生じさせないとともに、その機能を損なわないようにしなければならない。

(広告の掲載場所、表示頻度及び表示時間)

第5条 広告の掲載場所及び表示頻度等は、次のとおりとする。

(1) 掲載場所は、端末装置のログオン時に表示される画面とする。

(2) ログオン時の表示は、広告（最大3種類まで）のうち1つを自動的に選択し、一定時間表示する。

(広告の基準)

第6条 広告の掲載に関する基準は、県実施要綱に定めるもののほか、別に定める基準によるものとする。

(広告の規格及び制限事項等)

第7条 広告の規格については、次のとおりとする。

(1) 広告用データの形式は、JPEG形式とする。

(2) 広告用データの画素数は、横960ピクセル×縦542ピクセル以下とする。

(3) ログオン時に表示する広告用データの容量は、300KB以下を原則とする。

(4) ホームページにリンクする機能は有さないものとする。

(広告の掲載の期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として、広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として、広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく、休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「閉庁日」という。）に当たる場合の広告掲載開始日及び広告掲載終了日は、県が別に定める。

（広告主の募集）

第9条 広告主の募集は、原則として公募により行う。ただし、公募の手続きをしても広告掲載希望者がいない場合は、個別募集を行うことができる。

- 2 県は、前項の規定により、公募を行う場合には、募集要項、本要綱及び掲載基準等を公開するものとする。

（広告掲載の申込み）

第10条 広告掲載を希望する者は、募集要項で指定する方法により、広告掲載申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

（掲載料金）

第11条 広告掲載料の基準となる額は、県が、別に定めるものとする。

（掲載決定等）

第12条 公募による場合は、第10条の規定による広告掲載の申込みの内容を審査し、適正であると認められた広告主について、募集要項に定めた条件に基づき、各月ごと3枠以内で広告掲載の可否を決定する。

2 前項に基づく決定のほか、空枠解消のため必要な範囲で、個別募集により、前項と同様に申込み内容を審査し、適正であると認められた広告主について、追加決定ができるものとする。

- 3 県は、前2項の規定により、広告主を決定したときは、決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

（契約の締結）

第13条 県は、前条の規定により、広告主を決定したときは、決定した日から7日以内に、広告主と契約書（様式第3号）を取り交わすものとする。

（広告掲載料の納付）

第14条 広告主は、広告掲載料を、県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により、前納するものとする。

（広告の変更）

第15条 広告主は、広告の内容を、1週間に1回を限度として変更することができるものとする。

（広告原稿の確認）

第16条 広告主は、広告を掲載しようとする日の1週間前（当該日が閉庁日の場合はその前日）までに、1か月分4種類までの広告原稿となる電子データを、1か月分をまとめて県の指定する場所に提出（メールによる送信を含む。）し、県の確認を受けるものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

- 3 県は、第1項の規定により、提出された広告原稿の内容が、第6、7条の規定に反すると認

める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。また、掲載中の広告についても同様とする。

- 4 広告主は、前項の規定により、広告原稿の修正を求められた場合は、必要な修正を行い、再度、県に提出し、確認を受けるものとする。
- 5 広告原稿の入れ替え作業は、原則として、広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までに行うものとする。

(契約の解除)

第17条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 県が指定した期日までに、第14条に規定する広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 県が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 県が、第16条第3項の規定により、広告内容の修正を求めた場合において、県が指定した期日までに広告原稿が提出されないとき。
- 2 県は、前項に規定するもののほか、広告の掲載を継続することが著しく不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。
- 3 県は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付して、その旨を通知するものとする。
- 4 県は、第1項又は第2項の規定により、契約を解除したときは、その解除の理由が県の責めに帰すべき理由である場合を除き、違約金として広告掲載料（広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額）の10%に相当する額の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により、掲載を取り下げ場合は、原則として、広告を掲載する2週間前までに、書面により、県に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により、広告の掲載が取り下げられた場合は、違約金として広告掲載料（広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額）の10%に相当する額の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第19条 県は、災害、情報系ネットワークや端末装置の障害、その他広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、掲載できなかつた日数に対応する納付済みの広告掲載料を日数割り計算により当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告主による掲載状況の確認)

第20条 広告主は、広告の掲載状況を確認するため、県に対して、随時実地の確認を申し出ることができるものとする。

- 2 前項の規定により、広告主より、実地確認の申し出があったときは、県は、実地の確認に協力しなければならない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行

為、その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第22条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(協議)

第23条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年度に掲載する広告から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。